

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成二十五年四月一日

目 次

岐阜県地価調査委員会規則

(都市政策課)

ページ

岐阜県規則第七十号  
岐阜県地価調査委員会規則  
平成二十五年四月一日  
岐阜県知事 古 田 肇

規 則

岐阜県地価調査委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号  
岐阜県地価調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附屬機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第一条の規定に基づき、岐阜県地価調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- 一 地価調査に関する知事の諮問に応じ、答申すること。
- 二 基準地の選定に関すること。
- 三 基準地の標準価格の判定に関すること。
- 四 その他地価調査に係る重要な事項に関すること。

（組織）

第三条 委員会は、委員六人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。  
 一 学識経験を有する者  
 二 不動産に関して十分な知識又は経験を有する者  
 (委員の任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のひがり互選する。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、「開く」とができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、都市建築部都市政策課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるものほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。